

連系線利用ルール変更に伴い手当を検討する 間接的送電権等について

2016年11月4日

一般社団法人日本卸電力取引所 国松亮一

経過措置

➡ 【連系線利用ルール改定に伴う補償】措置

- JEPXが無償で補償対象者に配布
- スポット市場の決済とあわせ日々清算
- 支出元はJEPX市場間値差（注：行政と要調整）
- 転売禁止（出来ない仕組み）
- オブリゲーション型

取引対象間接的送電権等

- 金融商品に該当（取引には然るべき準備が要：金融商品取引法等）
- 売り手-買い手 は自由（市場分断しなければ売り手が得⇒保険）
- 間接的送電権等の決済もJEPXでなくとも可能（価格は公開している）

市場分断（値差）の趨勢を見極める必要はないか

➡ 間接オークション実施後の状況も踏まえ検討

補償の管理

事業者名・対象連系線（方向）・量を管理

連系線利用システムを改修（広域機関）



清算

補償額の計算，支払

JEPXの清算システム

（例）

補償データ： A社，FC逆向き，20MW

スポット市場結果： 東京エリア15円・中部エリア10円

$(15\text{円/kWh} - 10\text{円/kWh}) \times 20\text{MW} \times 30\text{分} = 50,000\text{円}$ をA社に振り込む。